

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年6月2日（平成29年（行情）諮問第217号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（行情）答申第357号）

事件名：特定会議の特定個人に関連する議事録等の不開示決定（存否応答拒否）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省傘下の全国の労働局及び実施校等と、全国の都道府県の雇用組織が協力し、参加し行う就職支援の企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部、これに準ずる、類する、若しくは関連する組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的を開催され、話合われる、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当するもののうち、特定個人に関係若しくは関連する資料・情報・記録等」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、三重労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年12月22日付け三労開第28-18号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

企画を共催している三重県側に対し、ほぼ条件同じで情報開示請求を行った結果、二組織から、合計約140枚該当する出席者、議題の内容が記載された内容等の議事録、及びこれに付随、関連する資料、情報等が出て来た為。理由は他にもあり。

（2）意見書

審査請求人は、全国の厚生労働省傘下の労働局と全国の都道府県の雇用組織が共催する企画「再就職のための職業訓練コース」から、この介護の企画に参加し、郊外実習の介護施設に於いて、介護職員による、表向きは

機能回復訓練と称して入所者の言葉の虐待、侮辱及び猥褻行為を目撃し、介護施設の責任者、実施校の関係者、特定公共職業安定所・三重労働局の職員及び三重県立特定学校等に通報し、再発防止策の陳情を行った者です。文書は、（平成24年三労個第24-30、厚生労働省発職0501第4号、府情個1347号、平成25年（行個）諮問第56号、平成27年4月3日付厚生労働省発職0403第7号、三労発安0520第40号。）

この結果から三重労働局は、事件・事故の報告の存在を認めたので、この企画の関係者及び組織間に於いての会議で、いつ議題となり、再発防止策等、どのような改善若しくは解決策が図られたのか、作成されたとおもわれる議事録を知りたいと思いました。整理し要約すると、審査請求人の事件・事故の報告及び陳情に、この会議及び議事録がどう反映し、結論に至ったかについての情報開示請求です。これは、会議の議題に於いても優先度は高い項目であり、記録されている可能性は高いのではないかと思います。報告者である審査請求人は、会議の結果の回答を要求するのは、関係者として当然の要求ではないかと存じます。

前述の前後も含め、ここに至るまでの経緯を時系列にて、添付された文書の説明を交えながら、説明させていただきます。昨年10月13日、三重県情報公開室に於いて、審査請求人に関する上記の企画の内容の会議の議事録を三重県側の雇用経済部雇用対策課及び三重県立特定学校側に対し、個人情報と行政文書の両方、情報開示請求を行いました。参考書類として、三重県健康福祉部から、当時の健康福祉部が、郊外実習先の介護施設の責任者からの事情聴取を行った記録の文書（平成25年2月21日健福第13-583号、平成28年5月10日健福第13-74号、平成28年5月10日健福第13-75号）を添付した形で行いました。県の回答は行政文書としての解釈及び判断のみで、議事録扱いで、主に「復命書」という題目の文書が、二組織から計145枚出て来ました（資料1）。後日、三重労働局から、「再就職のための職業訓練コース」の議事録に該当すると主張し、出て来た行政文書（三労開第28-23号）から、三重県健康福祉部も一時期、この会議に参加していた事が判明したので、こちらにも、行政文書の情報開示請求を行った結果、文書が出て来ました。（健福第12-53号、338枚）。この組織は、審査請求人が間接ながら、介護施設に於いての審査請求人の、事件の報告を受理した組織であります。

この結果から、同様に三重労働局側を対象とし、情報開示請求を行う事にしました。ただし、これが個人情報の扱いなのか、行政文書の扱いなのか判断出来ず、これ以外の関連性の低い文書の存在も考えられるので、検索対象・関連として、広い解釈にした方が良くと考え、審査請求人のみとしました。三重労働局側に対し、会議の議事録及びこれらに付随し関連する個人情報（平成29年（行個）諮問第45号）と行政文書（平成29年

(行個) 諮第217号) 及び関連する資料・情報等の情報開示請求を昨年10月末に行いました。結果は、三重労働局の文書の回答(資料6)は、昨年末に両方とも届きました。

まず個人情報の件(平成29年(行個) 諮問第45号)は、その後の経緯の説明等記載し、今年3月に意見書及び資料を提出しました。個人情報の情報開示請求の結果は、平成28年11月30日付で、(資料2三労個開第28-38号)「保有個人情報の開示をしない旨の決定について」とあり、開示しないこととした理由として、「上記文書については、開示請求時点で作成・取得していないものであり、実際に存在しないため。」との記述内容でした。行政文書の三重労働局の回答は不可解で、提出した情報開示請求の書類が受領印なく返却され、日付及び担当者の氏名の無いメモ書きが、添付されていました。内容を後日行政評価事務所の人物に鑑定して頂くと、「開示・不開示及び補正のどれにも属さない文書」との鑑定結果が出ました。審査請求人は、おかしいと思い、昨年12月1日の夜8時前頃に、封筒の裏の捺印から三重労働局特定職員に、連絡し解釈を求めたところ、彼の回答も、「議事録は作成していない」と発言し、ここでも議事録の存在そのものを否定しました。昨年12月5日昼前に、これらの件で三重労働局を訪れた際、対応した人物に、この特定職員の発言を話すと、ビックリし、議事録の存在を主張しました。審査請求人は、昨年12月9日、厚生労働省に訪れ、対応した方に対し、個人情報の開示請求の不服申立ての書類を提出し(平成29年(行個) 諮問第45号)、行政文書の件では、三重労働局から届いた書類(資料6)を提示すると、担当者は審査請求権の書類の記入を勧められたので、記入し、提出しました(資料7)。その後、三重労働局から不開示決定の通知(三労開第28-18号)が届きました。翌年一月に、厚生労働省から、裁決書(厚生労働省発能0112第1号)及び裁決書の通知文書届きました。これに関して、行政評価事務所に鑑定をお願いすると、「分からない」との返事でした。

では、ここから、諮問庁からの理由説明書(下記第3。以下同じ。)に対し、審査請求人の意見をこの場で述べさせて頂きます。この企画の場合、前提として、三重労働局単独での実施は困難な為、三重県及び企画を行う実施校との協力は不可欠であります。会議も同様であり、少なくとも三重労働局の職員と、三重県の雇用組織が同一の場に参加及び出席するので、参加者の情報及び意見交換や議題に基づいた議論を深め、情報の共有・結論及び結果を記録した物として、議事録若しくは、議事録に相当するものが存在すると考えます。以前の、情報開示請求も同様ですが、審査請求人の事件・事故の報告及び陳情を、企画を共催する三重労働局及び三重県の雇用組織は認めた以上、会議の議題として取り上げられ議事録に記載されるのは、人道的な面から当然です。

（平成29年（行個）諮問第45号）の理由説明書「3理由（1）」より一部抜粋で「会議の議事録等の行政文書は作成・取得しておらず」と、主張していましたが、これが今回の行政文書の不開示決定の理由は、理由説明書「2 諮問庁としての考え方」本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。」

根拠として、「3理由（2）不開示情報該当性について」法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。または、法は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に、特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。本件審査請求は、個人を特定して行われていることから、本件対象行政文書の存否を答えるだけで、定期的開催される会議において、特定個人に関することが議事となったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。」と記載があります。

（平成29年（行個）諮問第45号）との不開示決定の回答及び三重労働局の特定職員と、個人情報と行政文書の違いがあるとは言え、異なる回答をしていました。審査請求人は、昨年末に開示対象の条件等を変更し、この議事録に関する情報開示請求を行ったところ、三重労働局は部分開示決定で、結果、「議事録」という言葉は、使われていませんが、「三重県地域訓練協議会」という名称の書類が主体で、これを議事録に相当する文書が含まれるとし、その付随し関連される文書が出て来ました（資料3 三労開第28-22号）、（資料4 三労開第28-23号）。文書の内容から、公務員の氏名の開示を調査及び確認したところ、行二職員以上の役職の人物の氏名は記載され、厚生労働省職員録に記載されていると思われる人物は開示という原則に基づいた文書及び資料と判断出来ました。ただ、民間人の個人情報と思われる部分は、黒塗りにしてありました。従って、この情報開示によって、事実上、覆る結果となりました。三重労働局は、三労個開第28-38号と、三労開第28-22号及び三労開第28-23号とは、相矛盾する回答であり、諮問庁の説明は、具体性かつ説得力は

無く、一方、事件及び事故の報告が含まれているのですから、個人情報が入っているのは当然ですが、三労開第28-22号及び23号同様、個人情報とされる部分をこの形で処理を行い、情報公開は、当然かつ可能であると思われます。

理由説明書「3(3) 審査請求人の主張について」の項目で、諮問庁は、「法に基づき判断したところであり、三重県が行った条例に基づく判断がこれに影響を及ぼすことはないため」と記載がありますが、その後の照会及び確認等の問題が生じた場合、どうなるのでしょうか。役割こそ異なるが、同じ会議で同席した組織であるのに、三重県側は約140枚の文書が該当するが、三重労働局側は法8条を理由として開示請求を拒否し、「法に基づき判断」と、諮問庁の主張は、情報量の差が生じた現状に対し、説得力に欠けます。これまで、情報を組織間等で、共有しなかった結果、日本の社会でこれまで多くの事件及び事故が、発生してきました。これらの教訓から、諮問庁の厚生労働省及び傘下の三重労働局は、何を学んだのでしょうか。説明責任という観点は無いのか、国民の人命や財産等を守る気があるのが、疑わしいです。

結果から、参加する組織毎に情報量や記録内容及び解釈がバラバラでは、共通の認識等が得られず、誤差が生じたりするようでは、企画の性格及び継続上、非常に困る事であります。組織及び実施校等は、この企画に参加する以上、求職者や受講生の人命や人生を直接若しくは間接ながらも扱い、最大限配慮することを前提とはしていないのですか。再度申し上げますが、審査請求人の事件・事故の報告及び陳情は、その後どう処理されたか、も含め、人道的立場から意見が会議の場に出た可能性はあると考えられ、文書として記録に残すのが当然であり、理由説明書の諮問庁及び処分庁の回答から、残さない・作成・取得しておらず存在しない又は作成していない、回答・主張するのは、平成24年三労個第24-30同様、事件・事故の報告の隠ぺい状態の継続であり、国の最高法規である日本国憲法の生存権及び人権関連の法律違反であり、求職者及び受講生に対する侮辱であり、背信行為としか思えません。

まして、求職者も受講生も大部分は、国税及び県民税を支払っている立場です。そもそも会議を開催し、議事録を作成し、この企画を継続させる為には、税金等が使われております。諮問庁及び処分庁は、理由説明書の「3理由(1) 原処分の妥当性」の項目の主張通りですと、求職者や受講生の人命や人生、希望や夢を尊重せず、企画の実施及び継続を行う事を最優先とする、暗に事件・事故を隠蔽し、再発防止策を考え実施しなくてもいい、と言っているのに等しいです。いいえ、違います。最優先すべきものは、求職者や受講生の人命や人生であります。次に関係する組織及び受講生等が、参加する企画を無事に最初から最後まで、終えられるよう努力

するのが目標であります。そもそも会議の主催の目的のひとつとして、恐らくこれは含まれるのではないかと存じます。これ以外にも、参加者が価値観・考え方・意思疎通や企画の方向性・事件事故など、これらの情報等全ての再確認であり、議題の審議等が主体となると存じます。

また、部分開示された三労開第28-23号の文書の中で、気付いた点では、「三重県地域訓練協議会」の会議の委員として、審査請求人の郊外実習先で、言葉の虐待・侮辱且つ猥褻な言動が発生した介護施設を指導監督する三重県健康福祉部の人物の関与及び関係する資料・文書も出て来ました（資料4）。一部添付します。つまり、会議の場で、三重労働局は、三重県健康福祉部の人物と直接会話が出来ました。出て来た資料の範囲内からは、平成24年度から平成27年度までは、会議に参加していたと思われる。推定ですが、職業訓練に於いて、介護組織を指導監査する立場からの意見及び情報等を求めているものと思われる。従って、三重労働局は、前述した郊外実習先の介護施設の責任者からの事情聴取を行った記録の文書（平成25年2月21日健福第13-583号、平成28年5月10日健福第13-74号、平成28年5月10日健福第13-75号）、これらの情報も知り得る立場であった、と考えられます。情報開示請求は三重県側のみ、この記録文書の存在を明記しましたが、この結果から、情報開示請求の条件は三重労働局側・三重県側ともほぼ同等と判断出来ます。

また、三重労働局の隣には、特定公共職業安定所があり、ここは、介護施設の求人情報を介護事業者から直接情報を入手出来ます（資料5）。掲載している以上、三重労働局は、何も知らないとは考えにくいです。これ以外に、介護関連では、特定社会福祉法人も、三重労働局との接点があり、共同で催しがあります（資料5）。

今回、審査請求人が驚いたのは、総務省が音頭を取っている情報公開制度に対して、三重労働局が、開示・不開示・補足のいずれにも該当せず、労働局長の捺印も無い、担当者の氏名も無い文書を無断で送付して、開示請求手続を終了しようとした事です。再度、昨年末に行政文書開示請求書を提出に行ったのですが、担当者はお休みで、いつもなら受領印が押された行政文書の開示請求書の写しを発行して頂けるのですが、今回はありません。今年の二月に再度、要求しましたが、担当者からは、「規則ではないので、拒否します」と言われました。受領印も、最近では、収入印紙に捺印せず写しを発行しているのではと、気になります。また、諮問庁からの理由説明書には、この辺りの経緯の説明文はありません。これは、明らかに隠ぺい工作であり、情報公開制度に対する冒涇で、信用を失墜させる事になりますので、申し入れとして、総務省から、厚生労働省への確認をお願いします。

結論として、審査請求人は、記録文書は求職者や受講生の納税、つまり

国民の税金で作成された国民の財産という考えで、情報開示請求は、国民の財産を公開し、確認することであります。三重労働局は、三労開第28-22号、三労開第28-23号を部分開示しており、議事録に相当するものと関連する資料及び文書等、部分開示を行った以上、諮問庁及び処分庁は、法8条の規定により不開示決定とし、議事録は存在しないとした原処分は矛盾しており、一貫性を欠いた判断となっております。介護関連の組織も参加した会議を行っている以上、関連性のある資料及び文書の存在は、平成27年三労発安0520第4号、三労開第28-23号の部分開示の結果、存在は明らかであります。日本国憲法12条及び25条などから、事件及び事故の解決・再発防止策などは、多くの国民に知らしめる情報であり、差支えない範囲内で、公開するのが、当然であると主張します。
(資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年10月31日付け(同年12月5日受付)で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年3月6日付け(同月7日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法8条の規定に基づき本件対象文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、全国で実施される職業訓練に係る、三重労働局、三重県庁雇用経済部及び三重県立特定学校の間において定期的開催される会議での審査請求人に関連する議事録その他の資料(平成23年11月1日から平成28年12月5日までに作成したもの)である。

(2) 不開示情報該当性について

法8条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」としている。

また、法は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず開示請求を認めており、その際、請求者が誰であるかは考慮せず、たとえ本人から

の開示請求であっても、第三者からの開示請求と同様に、特定個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

本件審査請求は、個人を特定して行われていることから、本件対象文書の存否を答えるだけで、定期的開催される会議において、特定個人に関することが議事となったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、また、こうした事実の有無は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、法8条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した処分庁の判断は妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、「企画を共催している三重県側に対し、ほぼ同条件で情報開示請求を行った結果、結果140枚開示されたため、三重労働局にも存在する」と主張する。

しかしながら、上記(2)で述べたとおり、法に基づき判断しているものであり、三重県が行った条例に基づく判断がこれに影響を及ぼすことはないため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月26日 審議
- ⑤ 同年11月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「厚生労働省傘下の全国の労働局及び実施校等と、全国の都道府県の雇用組織が協力し、参加し行う就職支援の企画、「再就職のための職業訓練コース」に於いて、三重労働局職業安定部、これに準ずる、類する、若しくは関連する組織と、三重県側の雇用組織である現雇用経済部・三重県立特定学校と主とした組織間等に於いて、定期的開催され、話合われる、会議での議事録・会議録若しくは会議議事録に相当する

もののうち、特定個人に関係若しくは関連する資料・情報・記録等」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本件対象文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件開示請求は、開示請求書の記載によると、全国で実施される職業訓練に係る三重労働局、三重県雇用経済部、三重県立特定学校等の間において定期的で開催される会議での議事録その他資料であって、特定個人を名指しした上で当該個人に関係する議事録その他資料の開示を求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定個人に係ることについて会議で議事となった事実の有無を明らかにするものと認められる。

(3) 特定個人に係ることについて会議で議事となった事実の有無は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、このような情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子